

2025年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 中 部 水 産 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 脇 坂 剛
(コード番号 8145 名証メイン)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 本 部 長 臼 井 敬 人
TEL (052) 683-3000

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主様（以下「提案株主」といいます。）より、2025年6月27日開催予定の第82回定時株主総会における議題及び議案について、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。2025年5月27日開催の当社取締役会において、本株主提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容及び理由

（1）株主様1名による提案

※提案株主は個人株主様であるため、提案株主の氏名の開示は控えさせていただきます。

（2）議題

- ①定款一部変更（政策保有株式の保有を禁止する）の件
- ②定款一部変更（株主資本配当率（DOE）を3%とする）の件

（3）議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

（1）定款一部変更（政策保有株式の保有を禁止する）の件

①取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおいて、中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、取引先との安定的、長期的な取引関係を維持、強化し、事業の円滑な推進、発展を図るための政策株式を保有する方針としております。

すなわち、当社の中長期的な企業価値の向上を図るためには、単に取引関係先のみならず様々なステークホルダーとの協力関係が必要であり、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献すると考えられるものについては、今後も保有を継続していくことが適切であると考えています。

このような理由から、定款に政策保有株式の保有を禁止すると定めることは、当社の中長期的な企業価値の向上を阻害するものであり、適切でないと考えます。

なお、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、保有意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分、縮減する方針であります。半期ごとに取締役会で個別の政策保有株式について、保有意義を検証し、保有継続の可否及び保有株式数を見直しております。また、簿価から30%以上時価が下落した銘柄については売却検討対象としております。

実際に当社ではコーポレートガバナンス・コードの開始後、保有意義が希薄と考えられる3銘柄の政策保有株式を売却しております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

(2) 定款一部変更（株主資本配当率（DOE）を3%とする）の件

①取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

当社が、主力事業として営んでおります水産物卸売業は、水産物の出荷者と小売業や量販店へ販売する仲卸業者との間に位置する中間流通業であることから、当業界での利益率は、他業種に比べて、相対的に低い水準になっております。

このような業界において事業を営む当社が、株主資本配当率を基準とした配当を実施するとなれば、当期純利益を上回る額を配当することになり、その場合には過去の剰余金を原資とした配当が行われることとなります。このような配当を行うことを定款で定めると、恒常的に過去の剰余金を原資とした配当を行うこととなり、当社の財務基盤を危うくする事態を招くとともに、結果、中長期的な観点からは、株主共同の利益を損なうことになりかねません。

また、当社は、名古屋市中心卸売市場において、水産物卸売業を営む企業として、消費者に対し、安定的に水産物を供給するという公共的使命を有しておりますが、当社の財務基盤が危うくなる事態が生じれば、当社は、このような公共的使命を果たすこともできません。

よって、当社は利益状況、財務体質、今後の事業展開などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を基本方針としており、毎期の業績を勘案して配当額

を決めることにより、当社の公共的使命を果たすことができ、また、何よりも、中長期的観点から、株主共同の利益に資するものであると考えております。

なお、不動産賃貸業については、当社の主力事業である水産物卸売業が、自然環境、漁獲規制、販売チャネルの変化等、不安定要因の多い事業環境にあり、安定的な収益の確保が困難な中で、安定的な収益源を確保することを目的として行っているものです。よって、不動産賃貸業は、当社の安定的な収益を確保し、経営基盤の確立を図るために行っているものであり、当社の公共的使命を果たすことができ、また、中長期的観点から、株主共同の利益に資するものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

以 上

別紙「本株主提案の内容」

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

提案する議題の内容及び理由

1. 以下を定款に追加する。

「政策保有株式の保有を禁止する。」

(理由)

中部水産は循環取引において、付随する費用も含めると約8億円もの損失を株主にもたらした。これを教訓に資本の循環取引ともいえる株式の持ち合いを禁止すべきである。

また、循環取引という不祥事が発覚したにも関わらず、株主総会での取締役選任議案がその前年と変わらない賛成票で可決されているのは、株式の持合先が無条件に賛成票を入れているからに他ならない。このような議決権行使は経営者に対して、循環取引があってもかまわないというメッセージであり、当社の経営の規律のさらなる低下が起ることを危惧している。また、当社は2024年5月21日付の「役員報酬の自主返上等に関するお知らせ」において、2024年4月13日に公表している。「調査報告書に記載しておりますA社を含む関係当事者に対しまして、然るべき民事上、刑事上の責任を追及する所存です。」とある。当然、当社の株式持ち合い先のうち1社であると推測されるC社の子会社B社に対しても、責任追及がなされることが期待されているところ、2025年4月14日時点で、未だなんらの発表もない。当社経営陣が持合い先C社を付度しているのではないかと懸念している。

2. 以下を定款に追加する。

「株主資本配当率（DOE）を3%とする」

(理由)

僅かばかりの手数料のために循環取引に巻き込まれてしまった原因の一つは不必要なまでの金融資産を保有し、金払いがよかったことが原因の一つであったことが、調査報告に記されている。当社は資金の使い道に困り、2006年以降、既存の保有工場の転換による不動産賃貸だけではなく、新たに賃貸マンション、賃貸駐車場を購入するに至っている。伊藤レポートによれば、株主資本コストは最低でも7%であるとのことである。当社が行なっているこれらのいわば不労所得を稼ぐための投資は資本コストを下回っていると想定される。株主は必要であれば、自ら、賃貸マンションの購入やREITなどで同様の投資を行うことができるから、余剰な資本は速やかに配当などにより、株主に返還すべきである。

以上